

名古屋市家庭用燃料電池システム設置費補助金事務取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は名古屋市家庭用燃料電池システム設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り要綱において使用する用語の例による。

(補助対象経費)

第3 要綱第9条第2項に規定する補助対象経費の項目は、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請書の提出期間)

第4 要綱第5条第1項に規定する期間は、平成30年4月23日から平成31年2月28日までとする。

(補助事業の完了期限)

第5 要綱第9条第3項に規定する日は、平成31年3月15日とする。

(実績報告書の提出期限)

第6 要綱第11条第1項に規定する日は、平成31年3月29日とする。

(申請書類等の提出)

第7 交付申請書、中止承認申請書及び実績報告書は、本市が受付等の業務を委託する団体に提出しなければならない。

(補欠)

第8 市長は、要綱第8条において補欠を決定したときは、補欠番号を付して補欠決定通知書（様式1）により申請者に通知する。

2 補欠は、補欠を辞退するときは、補欠辞退届（様式2）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、補欠が補助金の交付対象に該当しなくなった場合、補欠決定を取り消すことができる。

4 市長は、前項の規定により補欠決定の取消しをした場合、補欠決定取消通知書（様式3）により補欠に通知する。

5 補欠の期間は、平成31年2月28日までとする。

(委任)

第9 この要領に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表 補助対象経費一覧

システム価格、配線工事費、配管工事費、付帯工事費

(様式1)

年 月 日

様

名古屋市長

印

補欠決定通知書

先に申請のありました名古屋市家庭用燃料電池システム設置費補助金につきましては、下記の通り通知します。

記

1 補欠番号	
2 注意事項	<p>(1) 本通知書は、補助金の交付決定を確約するものではありません。</p> <p>(2) 本通知書による補欠としての権利の有効期限は、平成31年2月28日までです。</p> <p>(3) 補助金の交付決定前に対象システムの工事に着工すると、補欠としての権利を失います。</p> <p>(4) 補欠を辞退される場合は、補欠辞退届を提出してください。</p>

(様式2)

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

補欠辞退届

下記の理由により、先に決定を受けた補欠を辞退します。

記

現住所	〒
フリガナ	
氏名/ 法人名	印*
代表者 役職氏名	(注)法人区分の場合は記入してください。
電話番号	(法人区分の場合 担当者氏名：)
補欠番号	
辞退する理由	

※ 補助金交付申請書と同一の印を使用してください。

(様式3)

年 月 日

様

名古屋市長

印

補欠決定取消通知書

先に補欠として決定した名古屋市家庭用燃料電池システム設置費補助金につきましては、下記の理由により、補欠の決定を取り消しましたので通知します。

記

1 取消となる補欠番号	
2 取 消 日	
3 取 消 の 理 由	